

平成28年度発注工事における 総合評価の評価基準等の見直しについて

◆適用時期

平成28年4月1日以降に公告する工事より適用

◆問い合わせ窓口

○中部地方整備局港湾空港部

pa.cbr-nyuusatsu@mlit.go.jp（担当：品質確保室）

○本資料に対する質問と回答は中部地方整備局港湾空港部入札・契約情報ホームページ（<http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/20/21/index.html>）に掲載します。

- 個別案件毎の詳細は入札説明書を参照してください。
- 公表内容は予告なく変更する場合がありますので、必要な都度ご確認ください。

平成28年3月30日
中部地方整備局 港湾空港部

内容一覧

1. 企業の能力等の評価基準見直しについて
 - (1) 若手技術者の専任配置の評価
 - (2) 作業船の使用の評価
2. 技術者の能力等の評価基準見直しについて
 - (1) 配置予定技術者の保有資格の評価
 - (2) 配置予定技術者の継続教育の評価
 - (3) 配置予定技術者の当該エリアにおける実績の評価
3. 技術提案評価型（チャレンジ型）の評価項目の見直し
4. 総合評価落札方式の企業点等の配点見直し
5. 技術提案評価型S型の評価方法の見直し
 - (1) 技術提案評価型 提案数等の見直し

1. 企業の能力等の評価基準見直しについて

(1) 若手技術者の専任配置の評価

申請方法及び評価方法について一部見直しを行う。

WTO以外の工事に適用（原則）

現行基準

若手技術者を専任配置する企業は、「企業の能力等」の項目について加点

【条件】

- ①対象：年齢40歳以下（申請書提出日）
- ②申請数：若手についての申請は1名とし、専任は1名
- ③申請された若手技術者は専任配置を義務化
- ④役職は『担当技術者』または『現場代理人』または『監理（主任）技術者』とする
- ⑤『担当技術者』または『現場代理人』が若手の場合、有資格者については更なる加点を行う。（「一級土木施工管理技士」等監理技術者と同等の資格を対象）

新基準

若手技術者を専任配置する企業は、「企業の能力等」の項目について加点

【条件】

- ①対象：年齢40歳以下（申請書提出日）
- ②申請数：若手についての申請は3名までとし、専任は1名以上
ただし、最少点になる1名で評価。
- ③申請された若手技術者は専任配置を義務化（やむを得ない場合を除き、専任解除を行う場合、工事成績点を3点減点）
- ④役職は『担当技術者』または『現場代理人』または『監理（主任）技術者』とする
- ⑤役職にかかわらず有資格者については更なる加点を行う。（「一級土木施工管理技士」等監理技術者と同等の資格を対象）

1. 企業の能力等の評価基準見直しについて

(2) 作業船の使用の評価

申請方法及び評価方法について一部見直しを行う。

WTO及び技術提案評価型S型（チャレンジ型）以外の海上工事に適用（原則）

現行基準

当該工事に使用する作業船を保有する企業は、「企業の能力等」の項目について加点

【条件】

- ①申請数：申請は1隻とし、使用義務あり
- ②評価点：
作業船の保有形態（単独保有か共同保有か）に応じて加点

評価項目		評価基準・配点		
		1.0点	0.5点	0点
作業船の保有等	当該工事に使用する作業船の保有	いずれかの作業船を自社(単独)保有	いずれかの作業船を共同保有	いずれの作業船も保有していない



新基準

当該工事に使用する作業船を保有する企業は、「企業の能力等」の項目について加点

【条件】

- ①申請数：複数申請を認めるものとし、使用義務は内1隻以上。ただし最少点になる1隻で評価。
- ②評価点：
作業船の持ち分比率に応じて加点

評価項目		評価基準・配点		
		1.0点	0.5点	0点
作業船の保有等	当該工事に使用する作業船の保有	持ち分比率50%以上のいずれかの作業船を保有	持ち分比率50%未満のいずれかの作業船を保有	いずれの作業船も保有していない

2. 技術者の能力等の評価基準見直しについて

(1) 配置予定技術者の保有資格の評価

配置予定技術者が工事に関連する資格を保有している場合、その保有数に応じ、2段階評価を行う。

WTO以外の工事に適用（原則）

現行基準

「保有資格」については、工事毎に工事に有用な資格を設定し、評価対象資格を1資格以上保有している場合評価。

評価項目		評価基準・配点	
		1.0点	0点
保有資格	資格を有する場合加点	資格あり	資格なし

新基準

「保有資格」については、工事毎に工事に有用な資格を設定し、評価対象資格を1資格保有している場合と2資格以上保有している場合で区別し、2段階評価を実施する。
※ただし、対象資格が1資格しかない場合は、段階評価を行わない。また、対象資格の該当がない場合、評価自体を行わない。

評価項目		評価基準・配点		
		1.5点	1.0点	0点
保有資格	資格を有する場合加点	2資格以上保有	1資格保有	資格なし

※技術提案評価型S型（チャレンジ型）の場合の配点は2資格で1.0点とする。

2. 技術者の能力等の評価基準見直しについて

(1) 配置予定技術者の保有資格の評価（評価対象の資格）
評価対象資格の追加を行う。

WTO以外の工事に適用（原則）

新基準

対象資格	資格	適用工事 ※2
①	海上工事施工管理技術者	海上工事が含まれる場合に適用
②	空港工事施工管理技術者	空港工事の場合に適用
③	舗装施工管理技術者	工事に舗装が含まれる場合適用
④	コンクリート技士・コンクリート主任技師	工事にコンクリートの施工が含まれる場合適用
⑤	プレストレストコンクリート技士	工事にプレストレストコンクリートの施工が含まれる場合適用
⑥	海洋・港湾構造物維持管理士	防波堤、岸壁等の改良工事に適用
⑦	技術士（建設－土質及び基礎） （総合監理－土質及び基礎）※1	地盤改良工等が含まれる場合に適用
⑧	技術士（建設－鋼構造及びコンクリート） （総合監理－鋼構造及びコンクリート）※1	鋼構造物製作、設置又はコンクリートの施工が含まれる場合適用
⑨	技術士（建設－河川、砂防及び海岸・海洋） （総合監理－河川、砂防及び海岸・海洋）※1	海岸保全施設の工事に適用
⑩	技術士（建設－港湾及び空港） （総合監理－港湾及び空港）※1	港湾施設、空港施設の工事に適用
⑪	技術士（建設－道路） （総合監理－道路）※1	道路施設（道路橋含む）の工事に適用

: 追加資格

※1 配置予定技術者としての要件資格に申請する場合、評価の対象としない。

※2 対象資格は、工事内容を考慮し工事毎に個別に設定される。

※3 ①～⑪以外の資格についても工事に有効な資格と判断される場合は、評価対象資格として設定される場合がある。

2. 技術者の能力等の評価基準見直しについて

(2) 配置予定技術者の継続教育の評価

配置予定技術者の継続教育（CPDユニット取得）状況に応じ、2段階評価を行う。

WTO以外の工事に適用（原則）

現行基準

「継続教育」については、1年間の獲得ユニット数が推奨ユニット（標準ユニット）以上の場合、加点評価。

評価項目		評価基準・配点		
		1.0点	0.5点	0点
継続教育	CPDのユニット取得状況		加盟団体の推奨ユニット数以上	加盟団体の推奨ユニット数未満

新基準

「継続教育」については、1年間の獲得ユニット数が推奨ユニット（標準ユニット）以上の場合、加点評価。**推奨ユニット（優良ユニット）**以上の場合、更に加点評価

評価項目		評価基準・配点		
		1.0点	0.5点	0点
継続教育	CPDのユニット取得状況	加盟団体の推奨ユニット数（優良ユニット）以上	加盟団体の推奨ユニット数（標準ユニット）以上	加盟団体の推奨ユニット数未満

※（一社）全国土木施工管理技士連合会の場合

優良ユニット：30ユニット／年以上

標準ユニット：20ユニット／年以上

※優良、標準の分けのない団体の場合、2段階評価は行わず、標準ユニットとして扱う。

2. 技術者の能力等の評価基準見直しについて

- (3) 配置予定技術者の当該エリアにおける実績の評価 【 試行 】
配置予定技術者の当該エリアにおける過去4年間の工事実績を評価する。

試行工事に適用

新基準

「技術者の能力等」に以下の項目について設定する。

技術者の能力等	当該エリアにおける過去4年間の工事実績	当該エリアにおいて、3件以上の工事で、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	2.0点	2.0点
		当該エリアにおいて、1件以上の工事で、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事、または、当該エリアにおいて、3件以上の工事で、担当技術者として従事	1.0点	
		当該エリアにおいて、3件未満の工事で担当技術者として従事	0.0点	

※工事は、公共工事(自治体等含む)・民間工事両方を対象とする。港湾関係か否かを問わない。

※工事の実績は1,000万円以上/件の受注とし、元請・下請を問わない。

※当該エリアは愛知県、三重県、静岡県とする。

3. 技術提案評価型（チャレンジ型）の評価項目見直しについて

(1) 技術提案評価型（チャレンジ型）の評価項目の見直し
 チャレンジ型について、評価項目の見直しを行う。

現行基準

【評価項目】

					(配点)
		チャレンジ①	チャレンジ② 作業船 なし	チャレンジ② 作業船 あり	合計
企業 の 能力 等	施工実績	3	3	3	5
	関連分野の技術 開発実績	2	-	-	
	災害協定	-	1	1	
	ボランティア実 績	-	1	-	
	作業船の保有	-	-	1	
技術 者 の 能力 等	施工実績	3		5	
	保有資格	1			
	継続教育	1			
技術提案		30			30



新基準

【見直し評価項目】

				(配点)
		チャレンジ型 共通	合計	
企業 の 能力 等	施工実績	4	5	
	技術者育成	1		
技術 者 の 能力 等	施工実績	3	5	
	保有資格	1		
	継続教育	1		
技術提案		30	30	

4. 総合評価落札方式の企業点等の配点見直しについて

(1) 総合評価の形式ごとの配点内訳の見直し

企業点等の配点について、各項目毎の加算小計を各形式毎の配点に換算し加点する。

新基準

加算点について、各小計を換算方式により加点する。

例) 施工能力評価型 I 型において、企業の能力等7.0点 (9.5点満点)、技術者の能力等6.0点 (9.0点満点)、地域精通度等3.0点 (4.0点満点) の場合

$$(7.0 \times 8.0 / 9.5 + 6.0 \times 8.0 / 9.0 + 3.0) \times 40 / 20 = 28.456 \dots \leftarrow \text{配点40点に対し28.5点}$$

		作業船 評価あり		作業船 評価なし	
企業 の 能力 等	施工実績	2.5	9.5	2.5	8.0
	工事成績	3.0		3.0	
	表彰	1.5		1.5	
	技術者育成	1.0		1.0	
	作業船の保有等	1.0		-	
		0.5			
	合計	①		②	
換算点a	a=①× 8/9.5		a=②		

* 企業の能力等について8点換算を行う

		保有資格評価					
		評価対象 資格2資格		評価対象 資格1資格		評価対象 資格なし	
技術 者 の 能力 等	経験	2.5	9.0	2.5	8.5	2.5	7.5
	工事成績	3.0		3.0			
	保有資格	1.5		1.0			
	表彰	1.0		1.0			
	継続教育	1.0		1.0			
	合計	③		④		⑤	
換算点b	b=③× 8/9.0		b=④× 8/8.5		b=⑤× 8/7.5		

* 技術者の能力等について8点換算を行う

地 域 精 通 度 等	災害協定	2.0	4.0
	ボランティア	1.0	
	管内実績	1.0	
	合計	⑥	
換算点c	c=⑥		

加算点の算出

(※少数第2位四捨五入)

総合評価方式	加算点 ※
施工能力評価型 (I・II型) 施工体制確認型	(a+b+c) × 40/20
施工能力評価型 (I・II型) 施工体制確認型以外	(a+b+c) × 30/20
施工能力評価型 (I型・施工計画重視型)	a+b+c
技術提案評価型 (S型・非WTO)	

5. 技術提案評価型S型の評価方法の見直しについて

(1) 技術提案評価型 提案数等の見直し 技術提案の提案数等について見直しを行う。

技術提案評価型S型の工事に適用（原則）

現行基準

【提案方法】

- 1つの評価項目（指定テーマ）に関して
「重要な項目」詳細テーマあり 2項目
※1項目に対し、2提案とする
「重要な項目」詳細テーマなし 1項目
※1項目に対し、1提案とする

合計
5提案

• 評価項目の設定数

- WTO : 2評価項目で設定
(全10提案) 配点60点
- WTO以外 : 1評価項目で設定
(全5提案) 配点30点

• 提案に関する記載内容

「提案の着眼点」、「技術提案の内容と効果」、「新技術の活用」、「新技術の優位性」

新基準

【提案方法】

- 1つの評価項目（指定テーマ）に関して
「重要な項目」詳細テーマ付き 1項目
※1項目に対し、2提案とする
「重要な項目」詳細テーマなし 1項目
※1項目に対し、1提案とする

合計
3提案

• 評価項目の設定数

- WTO : 2評価項目で設定
(全6提案) 配点60点
- WTO以外 : 1評価項目で設定
(全3提案) 配点30点

• 提案に関する記載内容

「提案の着眼点」、「技術提案の内容と効果」、「新技術の活用」

※新技術の優位性は「新技術の活用」と統合